

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の七第一項第二号ロ、第四十九条の六の八第一項第二号ロ、第四十九条の六の九第一項第二号ロ、第四十九条の六の十第一項第二号ロ、第四十九条の六の十一第一項第二号ロ、第四十九条の六の十二第一項第一号イ(1)及び(2)、同項第二号ロ並びに別表第三号の17(3)の規定に基づき、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的條件を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的條件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

五 MHz	七・五 MHz 以上 一二・五 MHz 未 満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値	不要発射の強度の許容値
一〇 MHz	一五 MHz 以上二 五 MHz 未満		

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

五 MHz	七・五 MHz 以上 一二・五 MHz 未 満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値	不要発射の強度の許容値
一〇 MHz	一五 MHz 以上二 五 MHz 未満		

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz以上八五〇MHz未満及び八六〇MHz以上八九五MHz未満を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一三デシベル以下の値

<p>八一五MHz以上八五〇MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 四九デシベル以下の値</p>
<p>八六〇MHz以上八九五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 五二デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一、八八四・五MHz未満(一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz未満、一、四七五・九MHz以上一、五一〇MHz未満、一、七四九MHz以上一、七八四・九MHz未満及び一、八四四・九MHz以上一、八七九MHz未満を除く。)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値</p>
<p>一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 四九デシベル以下の値</p>
<p>一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 五二デシベル以下の値</p>
<p>一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 四九デシベル以下の値</p>

九MHz未満	一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz未満	デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二
六MHz未満	一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz未満	デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇
未満	一、九一九・六MHz以上一、九二〇MHz	デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇
未満	一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下	デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇
未満	一、九八〇MHz以上二、〇二五MHz未満	デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇
(注)	(注)	デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇
二、〇二五MHz以上二、一一〇MHz未満	二、〇二五MHz以上二、一一〇MHz未満	デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇
(注)	(注)	デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz未満	二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz未満	デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二
二、一七〇MHz以上	二、一七〇MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三

デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が五MHzの送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二五MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一、八八四・五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)

隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

注 チャンネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二五MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

六MHz未満	四一デシベル以下の値
一、九一九・六MHz以上二、一七〇MHz以下（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
二、一七〇MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
チャンネル間隔	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHz	送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数において四・八MHzの帯域幅における平均電力が任意の一MHzの帯域幅において（一）一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一〇MHz	送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数において九・六MHzの帯域幅における平均電力が任意の一MHzの帯域幅において（

4 基地局及び陸上移動中継局（陸上移動局へ送信するものに限る。）の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）五MHz及び（±）一〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

5 送信装置の送信バースト長は二・五ミリ秒以下とする。なお、送信バースト長の繰り返し周期は五ミリ秒とし、この場合において、送信バースト長の繰り返し周期の許容偏差は（±）一〇マイクロ秒とする。

二 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五五〇kHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三デシベル(二)ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。(以下
五五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下
五・〇五MHz以上一〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二〇デシベル以下

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差

の周波数とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
三一二・五kHz以上九三七・五kHz未満	任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五デシベル以上低い値
九三七・五kHz以上一、五六二・五kHz未満	任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値
一、五六二・五kHz以上四・六八七五MHz未満	任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値
四・六八七五MHz以上九・六八七五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

- 2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては

陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz以上八五〇MHz以下及び八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
八一五MHz以上八五〇MHz以下	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル

<p>一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上（一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）（注）</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）四三デシベル以下の値</p>	<p>以下の値</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p>
---------------------------------	---	---	--

一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値
一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値
一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値

注 システム間隔が五MHzの送信装置（隣接する八以下の搬送波により構成されるものをいう）。

以下この項において同じ。）にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上離れた周波数帯、システム間隔が一〇MHzの送信装置（隣接する八を超え一六以下の搬送波により構成されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては送信周波数帯域の中心周

波数から二五MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値

注 システム間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、システム間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二五MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

3 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。なお、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

システム間隔	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から二・八一二五MHz以上三・四三七五MHz未満の周波数だけ離れた周波数帯において任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から三・四三七五MHz以上七・五MHz未満の周波数だけ離れた周波数帯において任意の五〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・二デシベル以下の値</p>

一〇 MHz	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から五・三一二五 MHz 以上五・九三七五 MHz 未満の周波数だけ離れた周波数帯において任意の五〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 九・二デシベル以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から五・九三七五 MHz 以上一〇 MHz 未満の周波数だけ離れた周波数帯において任意の五〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六・二デシベル以下の値</p>
--------	--

(2) 陸上移動局の送信装置

離調周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値
三一二・五 kHz 以上九三七・五 kHz 未満	任意の五〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五デシベル以上低い値
九三七・五 kHz 以上一、五六二・五 kHz 未満	任意の五〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値
一、五六二・五 kHz 以上四・六八七五 MHz 未満	任意の五〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

4 基地局及び陸上移動中継局（陸上移動局へ送信するものに限る。）の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(1) システム間隔が5MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）5MHz及び（±）10MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より30デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) システム間隔が10MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）5MHz及び（±）10MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より30デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

5 送信バースト長は、次に定めるとおりとする。なお、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の送信バースト長は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の規定を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の規定を、それぞれ適用する。

基地局	陸上移動局
三・二七ミリ秒	一・六三五ミリ秒

注 送信装置の送信バースト長の許容偏差は、陸上移動局へ送信する場合にあつては(±)二マイクロ秒、基地局へ送信する場合は(±)四マイクロ秒とする。

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。)の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下	

○五MHz未満	<p>の値</p> <p><math>-5.5 - 1.4 \times (\Delta f - 0.05)</math> デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。)</p> <p><math>\Delta f</math> は、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
五・〇五MHz以上 一〇・〇五MHz未満	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一二・五デシベル以下の値</p>
一〇・〇五MHz以上 (八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局に限る。)	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一二デシベル以下の値</p>
一〇・五MHz以上 (一、四七五・	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p>

九MHzを超え一、  
五一〇・九MHz以  
下、一、八四四  
・九MHzを超え一  
、八七九・九MHz  
以下又は二、一  
一〇MHzを超え二  
、一七〇MHz以下  
の周波数の電波  
を使用する基地  
局に限る。)

注1 基地局が使用する周波数帯（八〇〇MHz帯を使用するものにあつては八六〇MHzを超え八九  
五MHz以下、一・五GHz帯を使用するものにあつては一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九  
MHz以下、一・七GHz帯を使用するものにあつては一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz  
以下、二GHz帯を使用するものにあつては二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯  
をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 空間多重方式を用いるものにあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一、〇〇〇 kHz	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二)八・五デシベル以下の値
五 MHz以上六 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五デシベル以下の値	
六 MHz以上一〇 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・五デシベル以下の値	
一〇 MHz	一、〇〇〇 kHz	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五デシベル以下の値

二〇 MHz	一五 MHz													
	一、〇〇〇 kHz	〇 MHz 未満	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	五 MHz 以上一五 MHz 未満	以上五 MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	未満	一、〇〇〇 kHz	五 MHz 未満	一〇 MHz 以上一五 MHz 未満	五 MHz 以上一〇 MHz 未満	以上五 MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	未満
任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一九・五デシベル以下の値	ベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・五デシベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・五デシベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・五デシベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・五デシベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一八・五デシベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・五デシベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・五デシベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・五デシベル以下の値	シベル以下の値				

未満	シベル以下の値
一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五デシベル以下の値
五MHz以上二〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五デシベル以下の値
二〇MHz以上二五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・五デシベル以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
-----	-------------

<p>九kHz以上一五〇kHz未満</p>	<p>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値</p>
<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>
<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下</p>

二五MHz以下  
の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 空間多重方式を用いるものにあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下

<p>下</p>	<p>の値。ただし、八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四〇デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値。ただし、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の</p>

<p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下</p>	<p>周波数の電波を使用する陸上移動局（チャンネル間隔が五MHzのものを除く。）にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三五デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値</p>

注 チャンネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、チャンネル間隔が一五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限る。

3 隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHz	<p>送信周波数帯域の中心周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数において三・八四MHz及び四・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
一〇MHz	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz及び一二・五MHz離れた周波数において三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数にお</p>

一五 MHz	
<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数において三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一五MHz離れた周波数において三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低く、かつ、一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>3 送信周波数帯域の中心周波数から三〇MHz離れた周波数において一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>いて九MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

二〇 MHz	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一二・五 MHz 及び一七・五 MHz 離れた周波数において三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 及び四〇 MHz 離れた周波数において一八 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
--------	---

注 空間多重方式を用いるものにあつては各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

五 MHz	チャンネル間隔	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
		<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から五 MHz 離れた周波数において三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低く、かつ、四・五 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャネ</p>

	一〇 MHz
<p>ル間隔が三・八四 MHz の場合にあつては三・八四 MHz の帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が五 MHz の場合にあつては四・五 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz 離れた周波数において三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四 MHz の場合にあつては三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz 離れた周波数において九 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値</p>	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から七・五 MHz 離れた周波数において三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四 MHz の場合にあつては三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz 離れた周波数において九 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値</p>

	一五 MHz
<p>又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が一〇 MHzの場合にあつては九 MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>3 送信周波数帯域の中心周波数から一二・五 MHz離れた周波数において三・八四 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四 MHzの場合にあつては三・八四 MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz離れた周波数において三・八四 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四 MHzの場合にあつては三・八四 MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一五 MHz離れた周波数において三・八四 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低く、かつ、一三・五 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二</p>

	<p>九・二デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が一五MHzの場合にあつては一三・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p>
二〇MHz	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz離れた周波数において三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一七・五MHz離れた周波数において三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>3 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz離れた周波数において一八MHz</p>

の帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が二〇MHzの場合にあつては一八MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

4 基地局及び陸上移動中継局(陸上移動局へ送信するものに限る。)送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz、(±)一〇MHz及び(±)一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五MHz、(±)一二・五MHz及び(±)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャンネル間隔が一五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz、(±)一五MHz及び(±)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五MHz、(±)一七・五MHz及び(±)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割複

信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値	
五〇kHz以上五・〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする)}$ 以下この表において同じ。) <p>△fは、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数(単位MHz)とする。</p>	
五・〇MHz以上一〇・〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・二五デシベル以下の値	
一〇・五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一・三デシベル以下の値	

注1 基地局が使用する周波数帯(二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数帯をいう)。

以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 空間多重方式を用いるものにあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

五MHz	チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、〇〇〇kHz 未満	一、〇〇〇kHz	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値	
一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満	一、〇〇〇kHz	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五デシベル以下の値	
五MHz以上六MHz 未満	五MHz以上六MHz	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五デシベル以下の値	
六MHz以上一〇MHz 未満	六MHz以上一〇MHz	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・五デシベル以下の値	

一五 MHz				一〇 MHz			
〇 MHz 未満	一五 MHz 以上二五 MHz 未満	五 MHz 以上一五 MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	未満	一、〇〇〇 kHz	五 MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上一〇 MHz 未満
ベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・五デシ	ベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一八・五デシ	シベル以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一八・五デシ	ベル以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・五デシ
	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二一・五デシ	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六・五デシ	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六・五デシ			任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六・五デシ	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六・五デシ

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一)ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz以上八五	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

<p>○MHz以下及び八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。）</p>	<p>八一五MHz以上八五〇MHz以下</p>	<p>八六〇MHz以上八九五MHz以下</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下</p>
	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四九デシベル以下の値</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五二デシベル以下の値</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値</p>

<p>下、一、八八四・五MHz以下、      上一、九一九・六MHz以下、      一、九二〇MHz以上一、      九八〇MHz以下及び二、一      一〇MHz以上二、一七〇MHz      以下を除く。)</p>	
<p>一、四二七・九MHz以上一      、四六二・九MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四九デシベル以下の値</p>
<p>一、四七五・九MHz以上一      、五一〇・九MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値</p>
<p>一、七四九・九MHz以上一      、七八四・九MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四九デシベル以下の値</p>
<p>一、八四四・九MHz以上一      、八七九・九MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一      、九一九・六MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値</p>

一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四九デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

2 空間多重方式を用いるものにあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一)ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値

一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、チャンネル間隔が一五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

3 隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
---------	------------------

五 MHz	チャネル間隔	送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数において四・五MHzの帯	隣接チャネル漏えい電力の許容値
一五 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から一五MHz及び三〇MHz離れた周波数において一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	一〇 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数において九MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
五 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数において四・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値		

(2) 陸上移動局の送信装置

注 空間多重方式を用いるものにあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

	<p>域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
一〇MHz	<p>送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数において九MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
一五MHz	<p>送信周波数帯域の中心周波数から一五MHz離れた周波数において一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

4 送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。なお、陸上移動中継局の送信装置の相互変調特性は、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

- (1) 基地局の送信装置
  - ア チャネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz、(±)一〇MHz及び(±)一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五MHz、(±)一二・五MHz及び(±)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

ウ チャンネル間隔が一五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz、(±)一五MHz及び(±)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア チヤネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、希望波から(±)五MHz離れた周波数において希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)一〇MHz離れた周波数において希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

イ チヤネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、希望波から(±)一〇MHz離れた周波数において希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)二〇MHz離れた周波数において希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

ウ チヤネル間隔が一五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一五MHz及び(±)三〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、希望波から(±)一五MHz離れた周波数において希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（±）三〇MHz離れた周波数において希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

5 送信装置のフレーム長は一〇ミリ秒であること。

五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値

	<p>—5.5—1.4×Δfデシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。）</p> <p>Δfは、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。</p>
<p>五MHz以上一〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一四デシベル以下の値</p>
<p>一〇MHz以上</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一五デシベル以下の値。ただし、八一五MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル以下の値</p>

注1 基地局が使用する周波数帯（八〇〇MHz帯を使用するものにあつては八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一・五GHz帯を使用するものにあつては一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一・七GHz帯を使用するものにあつては一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、二GHz帯を使用するものにあつては二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの

差の周波数とする。

3 空間多重方式を用いるものにあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇デシベル以下の値
	五 MHz 以上六 MHz 未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
	六 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値
一〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八デシベル以下の値

		二〇 MHz			
五 MHz 未満	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	五 MHz 以上二〇 MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満
以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二五デシベル	以下の値	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一〇デシベル	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一〇デシベル

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・五	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 空間多重方式を用いるものにあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値

<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p>
<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。)</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p>
<p>八六〇MHz以上八九五MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局にあつては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、二、〇一</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>

<p>○ MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>	
<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値。ただし、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局 (チャンネル間隔が五 MHz のものを除く。) にあつては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三五デシベル以下の値</p>
<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値</p>
<p>二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>
<p>二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>

注 チヤネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の端から一二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の端から二〇MHz以上、チャネル間隔が二〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の端から三五MHz以上離れた周波数帯に限る。

3 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャネル間隔	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	送信周波数帯域の中心周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数において四・六一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一〇MHz	送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数において九・二二MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上

	<p>低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
二〇MHz	<p>送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数において一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>

注 空間多重方式を用いるものにあつては各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHz	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数において四・六一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値（一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（チャンネル間隔が五MHzのものに限る。）にあつては、離調周波数が五MHzのときの任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三三デシベル以上低い値）又は隣接チャンネルを使用する</p>

---

陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が五MHzの場合にあつては任意の四・六一MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が一〇MHzの場合にあつては任意の九・二二MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が二〇MHzの場合にあつては任意の一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

## 2

送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数において四・六一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が五MHzの場合にあつては任意の四・六一MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が一〇MHzの場合にあつては任意の九・二二MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が二〇MHzの場合にあつては任意の一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベル

---

	とする。)以下の値
一〇 MHz	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz離れた周波数において九・二 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四 MHzの場合にあつては三・八四 MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が五 MHzの場合にあつては任意の四・六一 MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が一〇 MHzの場合にあつては任意の九・二二 MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が二〇 MHzの場合にあつては任意の一八・四四 MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz離れた周波数において九・二 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四 MHzの場合にあつては三・八四 MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が五 MHzの場合にあつては任意の四・六一 MHzの帯域幅</p>

	二〇 MHz
<p>、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が一〇 MHzの場合にあつては任意の九・二二 MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が二〇 MHzの場合にあつては任意の一八・四四 MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz離れた周波数において一八・四四 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四 MHzの場合にあつては三・八四 MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が五 MHzの場合にあつては任意の四・六一 MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が一〇 MHzの場合にあつては任意の九・二二 MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が二〇 MHzの場合にあつては任意の一八・四四 MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から四〇 MHz離れた周波数において一八・</p>

四四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が五MHzの場合にあつては任意の四・六一MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が一〇MHzの場合にあつては任意の九・二二MHzの帯域幅、隣接チャンネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が二〇MHzの場合にあつては任意の一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

4 基地局及び陸上移動中継局(陸上移動局に送信するものに限る。)の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz、(±)一〇MHz及び(±)一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五MHz、(±)一二・五MHz及び(±)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五MHz、(±)一七・五MHz及び(±)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうちバースト長が五ミリ秒のものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割複信方式を用い

るものであって、バースト長が五ミリ秒のものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz	<p>二、五一五 kHz 以上二、七一五 kHz 未満</p> <p>二、七一五 kHz 以上三、五一五 MHz 未満</p>	<p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値</p> $-14-15 \times (\Delta f - 2.715) \text{ デシベル}$ <p>Δf は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの値までの差の周波数（単位 MHz）とする。</p>
	<p>三・五一五 MHz 以上四 MHz 未満</p>	<p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二六デシベル以下の値</p>

	一〇 MHz		
	四 MHz 以上一・五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
	五・〇一五 MHz 以上五・二一五 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一七デシベル以下の値	
	五・二一五 MHz 以上六・〇一五 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-17 - 15 \times (\Delta f - 5.215) \text{ デシベル}$ $\Delta f \text{ は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの値までの差の周波数 (単位 MHz) とする。}$	
	六・〇一五 MHz 以上六・五 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二九デシベル以下の値	
	六・五 MHz 以上二五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六デシベル以下の値	

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端

までの差の周波数とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz	二、五〇〇 kHz 以上 三・五 MHz 未満	<p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より次式により求められる値以上低い値</p> $- [ -35 - 15 \times (\Delta f - 2.5) ] \text{ デシベル}$ <p>Δ f は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最狭りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
七・五 MHz 以上八	三・五 MHz 以上七 ・五 MHz 未満	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より次式により求められる値以上低い値</p> $- [ -35 - (\Delta f - 3.5) ] \text{ デシベル}$ <p>Δ f は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最狭りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五MHz未満</li> </ul>	<p>により求められる値以上低い値</p> <p>— [—39—10× (Δf—7.5) ]デシベル</p> <p>Δfは、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
<p>一〇MHz</p>	<p>八・五MHz以上一 二・五MHz未満</p> <p>五MHz以上五・七 五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四九デシベル以上低い値</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次式により求められる値以上低い値</p> <p>— [—38—10.67× (Δf—5) ]デシベル</p> <p>Δfは、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
	<p>五・七五MHz以上 七MHz未満</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次式により求められる値以上低い値</p> <p>— [—46—5.6× (Δf—5.75) ]デシベル</p>

	<p>△fは、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数（単位MHz）とする。</p>
七MHz以上一五MHz未満	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次式により求められる値以上低い値</p> <p>— [—38—0.5× (Δf—7) ] デシベル</p> <p>△fは、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数（単位MHz）とする。</p>
一五MHz以上一七MHz未満	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次式により求められる値以上低い値</p> <p>— [—42—5× (Δf—15) ] デシベル</p> <p>△fは、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数（単位MHz）とする。</p>
一七MHz以上二五MHz	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五二</p>

MHz未満  
デシベル以上低い値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

五MHz	チャンネル間隔	周波数	不要発射の強度の許容値
	一五〇kHz以上三〇MHz未満	九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値
	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(		任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電

<p>八一五MHz以上八五〇MHz未満及び八六〇MHz以上八九五MHz未満を除く。）</p>	<p>力が（一）一三デシベル以下の値</p>
<p>八一五MHz以上八五〇MHz未満</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）四三デシベル以下の値</p>
<p>八六〇MHz以上八九五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五二デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一、八八四・五MHz未満（一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz未満、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz未満、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz未満及び一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz未満を除く。）</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均</p>
<p>一、四二七・九MHz以上一、四六</p>	

二・九MHz未満	電力が(一)四三デシベル以下の値
一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)五二デシベル以下の値
一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz未満	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値
一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)五二デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz未満	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値
未満	電力が(一)四三デシベル以下の値
一、九八〇MHz以上二、一一〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)五八デシベル以下の値
二、一七〇MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が

一〇 MHz	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	(一) 一三デシベル以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (八一五 MHz 以上八五〇 MHz 未満及び八六〇 MHz 以上八九五 MHz 未満を除く。)	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	
八一五 MHz 以上八五〇 MHz 未満	任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 四三デシベル以下の値	
八六〇 MHz 以上八九五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 五二デシベル以下の値	
一、〇〇〇 MHz 以上一、八八四・五 MHz 未満 (一、四二七・九 MHz 以上一、四六二・九 MHz 未満、一、	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値	

<p>四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz未満、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz未満及び一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz未満を除く。）</p>	
<p>一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz未満</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値</p>
<p>一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値</p>
<p>一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz未満</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値</p>
<p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz未満</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値</p>
<p>一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均</p>

未満	電力が(一)四三デシベル以下の値
一、九八〇MHz以上二、一一〇MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
二、一七〇MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二五MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	周波数	不要発射の強度の許容値
五MHz	九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値

<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一、八八四・五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九八〇MHz未満 (一、八八四・五MHz以上一、九八〇MHz未満を除く。)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz未満</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値</p>
<p>一、九八〇MHz以上二、一一〇MHz未満 (注)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二六デシベル以下の値</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p>

	<p>二、一七〇MHz以上</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
一〇MHz	<p>九kHz以上一五〇kHz未満</p>	<p>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
	<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
	<p>一、〇〇〇MHz以上一、八八四・五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
	<p>一、八八四・五MHz以上二、一七〇MHz未満 (一、八八四・五MHz以上二、一七〇MHz未満を除く。 (注)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p>
	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一六MHz未満</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値</p>

二、一七〇MHz以上

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が  
(一) 三〇デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二五MHz以上離れた周波数帯域に限り適用する。

3 隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHz	1 送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数において四・九MHzの帯域幅における平均電力が(一) 二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値 2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数において四・九MHzの帯域幅における平均電力が(一) 二デシベル以下の値

基地局及び陸上移動中継局（陸上移動局へ送信するものに限る。）の送信装置の相互変調特性

五 MHz	一〇 MHz
<p>隣接チャンネル漏えい電力の許容値</p> <p>1 送信周波数帯域の中心周波数から五 MHz 離れた周波数において四・九 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz 離れた周波数において四・九 MHz の帯域幅における平均電力が（二）二〇デシベル以下の値</p>	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz 離れた周波数において九・九 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一〇デシベル以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 離れた周波数において九・九 MHz の帯域幅における平均電力が（二）二〇デシベル以下の値</p>

(2) 陸上移動局の送信装置

一〇 MHz
<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz 離れた周波数において九・九 MHz の帯域幅における平均電力が（一）二デシベル以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 離れた周波数において九・九 MHz の帯域幅における平均電力が（二）二二デシベル以下の値</p>

は次のとおりとする。

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

5 送信バースト長は次に定める組合せのとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の送信バースト長は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の規定を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の規定を、それぞれ適用する。

基地局

陸上移動局

三・六五ミリ秒	一・三五ミリ秒
三・五五ミリ秒	一・四五ミリ秒
三・四五ミリ秒	一・五五ミリ秒
三・三五ミリ秒	一・六五ミリ秒
三・二五ミリ秒	一・七五ミリ秒
三・一五ミリ秒	一・八五ミリ秒
三・〇五ミリ秒	一・九五ミリ秒
二・九五ミリ秒	二・〇五ミリ秒
二・八五ミリ秒	二・一五ミリ秒
二・七五ミリ秒	二・二五ミリ秒

注 送信装置の送信バースト長の繰り返し周期は五ミリ秒とする。この場合において、送信バースト長の繰り返し周期の許容偏差は(±)一〇マイクロ秒とする。

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局であつて、時分割複信方式を用いるものうち送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものの送信装置の技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割複信方式を用いるものであって、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
一・二五 MHz	八八五 kHz 以上一、二五〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値
	一、二五〇 kHz 以上一、四五〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	一、四五〇 kHz 以上二、二五〇 kHz	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値

	未満	<p>— <math>[13+17 \times (\Delta f - 1.45)]</math> デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p><math>\Delta f</math> は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
二・五MHz	<p>二、二五〇kHz以上三・一二五MHz未満</p> <p>一、五一〇kHz以上一、八七五kHz未満</p> <p>一、八七五kHz以上二、〇七五kHz未満</p>	<p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。)以下の値</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。)以下の値</p>
<p>二、〇七五kHz以上二、八七五kHz</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値</p>	

	未満	<p>— [13+17× (Δf - 2.075)] デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δfは、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
五MHz	<p>二、八七五kHz以上六・二五MHz未満</p>	<p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル (一ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値</p>
	<p>二、五〇〇kHz以上七・五MHz未満</p>	<p>任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値</p> <p>— 7-1.4× (Δf - 2.5) デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>Δfは、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
	七MHz以上一二・	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一四デシ

	五MHz未満	ベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値
	一二・五MHz以上 二五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一五デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値
一〇MHz	五MHz以上一〇MHz 未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-7-1.4 \times (\Delta f - 5) \text{ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)}$ $\Delta f \text{ は、送信周波数帯域の中心周波数から不興発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。}$
	一〇MHz以上一五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値
	一五MHz以上二五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一五デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
一・二五 MHz	六二五 kHz 以上一、六二五 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一九デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
二・五 MHz	一、二五〇 kHz 以上二、二五〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一五デシベル以下の値
五 MHz	二、二五〇 kHz 以上六・二五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
上三・五 MHz 未満	二、五〇〇 kHz 以上三・五 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一五デシベル以下の値

一〇 MHz	三・五 MHz 以上八 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一五デシベル 以下の値
	八 MHz 以上一二・五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二五デシベル 以下の値
満	五 MHz 以上六 MHz 未	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一八デシベル 以下の値
	六 MHz 以上一一・五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル 以下の値
	一一・五 MHz 以上 二五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二五デシベル 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz以上八五〇MHz以下及び八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
八一五MHz以上八五〇MHz以下	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一一・七	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル

<p>四六二・九MHz以下</p> <p>一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下</p>	<p>五GHz未満（一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz未満及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）</p>	<p>以下の値</p> <p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）四三デシベル以下の値</p>
---	--	---

一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値
一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値
一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値
一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四三デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値

注 チヤネル間隔が一・二五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三・一二五MHz以上、チヤネル間隔が二・五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数か

ら六・二五MHz以上、チャンネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二五MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz未満、二、〇	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

一〇MHz以上二、〇二五MHz未 満及び二、一一〇MHz以上二 、一七〇MHz未満を除く。）	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシ ベル以下の値
一、八八四・六五MHz以上一 、九一九・四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル 以下の値
一、九二〇MHz以上一、九八 〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル 以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二 五MHz未満（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル 以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七 〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル 以下の値

注 チヤネル間隔が一・二五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三・一  
二五MHz以上、チヤネル間隔が二・五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数か  
ら六・二五MHz以上、チヤネル間隔が五MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数  
から一二・五MHz以上、チヤネル間隔が一〇MHzの送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周  
波数から二五MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

3 隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
一・二五 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から一、二五〇 kHz 及び二、五〇〇 kHz 離れた周波数において一、二二八・八 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は(一)二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
二・五 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から二、五〇〇 kHz 及び五 MHz 離れた周波数において二、四五七・六 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は(一)二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
五 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から五 MHz 及び一〇 MHz 離れた周波数において四・六一 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低

(2)

	い値又は(一)二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
一〇MHz	送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数において九・二二MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は(一)二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
陸上移動局の送信装置	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
一・二五MHz	1 送信周波数帯域の中心周波数から一・二五MHz離れた周波数において一、二二八・八kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は(一)七デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値 2 送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz離れた周波数において一、二二八・八kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は(一)一三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値

<p style="text-align: center;">五 MHz</p>	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数において四・六一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は(一)七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数において四・六一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p style="text-align: center;">二・五 MHz</p>	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz離れた周波数において二、四五七・六kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は(一)七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数において二、四五七・六kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p style="text-align: center;">一〇 MHz</p>	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数において九・二</p>

	<p>二MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は(一)七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz離れた周波数において九・二二MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
--	---

4 基地局及び陸上移動中継局(陸上移動局へ送信するものに限る。)の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(1) チャンネル間隔が一・二五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一・二五MHz及び(±)二・五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が二・五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)二・五MHz及び(±)五MHz離れた変調

のない妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(4) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

5 送信バースト長は次に定める組合せのとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の送信バースト長は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の規定を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の規定を

、  
それぞれ適用する。

基地局	陸上移動局
三、六四五・七六マイクロ秒	三、六四五・七六マイクロ秒
三、八五四・〇八マイクロ秒	三、八五四・〇八マイクロ秒
四、〇六二・四マイクロ秒	四、〇六二・四マイクロ秒
四、二七〇・七二マイクロ秒	四、二七〇・七二マイクロ秒
四、五五七・二マイクロ秒	三、六四五・七六マイクロ秒
四、八一七・六マイクロ秒	三、八五四・〇八マイクロ秒
五、〇七八マイクロ秒	四、〇六二・四マイクロ秒
五、三三八・四マイクロ秒	四、二七〇・七二マイクロ秒
五、四六八・六四マイクロ秒	二、七三四・三二マイクロ秒
五、七八一・一二マイクロ秒	二、八九〇・五六マイクロ秒
六、〇九三・六マイクロ秒	三、〇四六・八マイクロ秒
六、三八〇・〇八マイクロ秒（注）	二、七三四・三二マイクロ秒（注）
六、四〇六・〇八マイクロ秒	三、二〇三・〇四マイクロ秒
六、七四四・六四マイクロ秒（注）	二、八九〇・五六マイクロ秒（注）

七、一〇九・二マイクロ秒（注）	三、〇四六・八マイクロ秒（注）
七、四七三・七六マイクロ秒（注）	三、二〇三・〇四マイクロ秒（注）

注 基地局から陸上移動局へ送信するバースト信号に同期信号を付加する場合に限る。